

## 交通政策審議会第15回気象分科会

平成21年6月16日（火）

【総務課長】 それでは、ただいまから交通政策審議会第15回気象分科会を開催させていただきます。

事務局を務めております総務課長の丸山でございます。

委員の皆様方には、お忙しい中、気象分科会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

開催に関する資料といたしまして、配席図、委員の皆様方の名簿、第15回気象分科会の議事次第、それから議事資料といたしまして、資料1が報告書案、資料2が報告書の概要、資料3が前回の案からの主な修正点でございます。

以上でございますが、お手元にないものがございましたらお申しつけください。

本日、廻委員、清原委員及び正木委員からはご欠席とのご連絡をいただいております。交通政策審議会気象分科会の定足数につきましては、交通政策審議会令第8条により、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席をもって会議の定足数とされております。本日は分科会の委員総数11名中8名のご出席をいただいておりますので、分科会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、いつもお願いしておることですが、ご発言をいただく際にはマイクのスイッチを押していただき、ご発言が終わりましたらスイッチをお切りいただくようお願い申し上げます。

本日の議事の公開につきましては、報道関係者の会議傍聴が認められております。また、会議後は資料と議事録を速やかに公開することになっておりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

それでは議事に入らせていただきます。以後の進行につきましては、分科会長よろしく願いいたします。

【分科会長】 大変失礼いたしました。それでは議事に入ります。

本日の分科会では、1月から審議してまいりました局地的な大雨による被害の軽減に向けた気象業務のあり方について、報告書を確定したいと考えております。また、本日午後には、この報告書の概要について記者会見をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

前回、第14回分科会の議論を受けまして、各委員のご意見をもとに、私と事務局が修正した報告書案を作成いたしました。この案については、事務局から各委員に個別にご意見を伺い、調整をしまして、それを反映したものとなっております。それが資料1の報告書です。全体を報告書と呼び、第3章が提言となっておりますが、この報告書案について、まず事務局から、前回のものからの変更点を中心にご説明いたします。

ではまず、報告書の概要についてご説明をお願いします。

【企画課長】 それでは、事務局のほうから報告書の概要についてご説明いたします。

先ほど既に資料の紹介がございました。資料1が報告書の本体でございます。それから、局地的な大雨による被害の軽減に向けた気象業務のあり方についてという、1枚紙が資料2でございます。資料3につきましては、前回の内容からの主な修正点を、いただいた意見を左側に、それからその意見に対して報告書ではどのように対応したかということを書かせていただいております。

それでは、まず資料1を通しまして、ざっと主な変更点を中心にご説明させていただきますと思います。

表紙につきましては、提言という言葉が抜かれまして、全体が報告書でございますので「あり方について（案）」ということでございます。

それから1枚めくっていただきまして委員の名簿。

その次に「提言の骨子」というのがございます。これは、この後に説明いたしますが、この報告書の第3章が提言に相当するものでございまして、3章の

要約ということでございます。

2枚めくっていただきまして目次でございます。目次につきましては、前回大きな構成についてはこの方向でご了解いただいております。若干言葉をわかりやすく変えている部分もございますが、「はじめに」から始まり1章、2章、3章と、3章が対処の報告性と具体策ということで、提言に相当するものでございます。そして「おわりに」ということで、構成は前回とほぼ同様でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして「はじめに」でございます。全体的にわかりやすく書くようにということがございまして、可能な限りわかりやすく努めたつもりでございます。4ページの「はじめに」につきましては、具体的に昨年夏のイベントについて、固有名詞を挙げたほうが良いということもございまして、そのあたりを書かせていただいた上、それらと局地的な大雨の関係について書かせていただいております。それから、前回、だれへの提言かというようなことがございました。端的に、一番最後の3番目のパラグラフでは「気象業務の観点から何がなされるべきかを審議し、ここに、気象行政を担う気象庁への提言として取りまとめた」ということでございます。気象庁への提言ではございますけれども、気象行政を担うという観点から、防災関係機関、あるいは安全にかかわる関係機関、関係者等と積極的に連携し、協力しながら進めていくということが、全体的に書かれるようにしてございます。

続きまして5ページ、第1章でございます。「局地的な大雨の危険と対策の必要性」、これにつきましては、局地的な大雨について定義をするようにということでございましたので、1のところの第1パラグラフの真ん中から以降、局地的な大雨は単独の積乱雲が発達することによって起きるもので、一時的に雨が強まるとか、総雨量がどの程度だとか、あるいは寿命が短く、数十分程度と、イメージを持ちやすい形で書かせていただいております。一方で、集中豪雨という言葉もあわせて書いて、その違いを明らかにさせていただきました。それから、2の「局地的な大雨の危険性と対策の必要性」につきましては、局地的な大雨の危険がどういったことがあるかということで、状況が急変するとか、

一気に増水するとかというようなことを含め書かせていただいた上で、6ページにはそれぞれ、起こり得るさまざまな場所での事態について書いております。この局地的な大雨による具体的な危険を予測することは容易でないということで、その事情として①から④について、前回のご意見を踏まえまして書かせていただいております。容易ではないのだけれども、最後のところにございますが、日常生活の中で現実の危険が発生するということがございますので、対策の難しさということについても触れさせていただいているということでございます。

続きまして第2章、7ページになります。7ページ「現状と課題」につきましては、気象庁が行ったウェブアンケートだけでいいのかというような話がございましたので、7ページの下3行目あたりからは、昨年度に開催された国土交通省の検討会等につきましても、同様のことがあると触れさせていただいております。気象庁のウェブアンケートを細かく具体的に書かせていただいた背景は、気象情報の利用について、これが非常にわかりやすいということで、引き続き①から⑤までに具体的にアンケートの結果を書かせていただいているということでございます。

それから8ページになりまして、具体的にどんな情報が流れとして出ているのかがわかるようにしたほうがいいということでございますので、リーフレットの図も引用させていただいて、この8ページに入れさせていただいております。また、脚注のところ、国土交通省の検討会等についても書かせていただいております。

それから9ページ、2「現状と課題」でございます。知識の普及啓発という観点で、(1)の柱書きに、普及啓発活動が行われているが、けれども具体的な危険をイメージし、必要な情報を活用してみずからの判断で安全確保の行動に結びつけるといった実践的な取り組みは少ないということ、要約をさせていただいた上で①気象庁、②地方自治体それぞれの普及啓発活動の現状と課題について書かせていただいております。

続きまして10ページ、(2)につきましても、情報の入手手段という観点で、

まずこの柱に、行動の開始前、開始後、それぞれの状況を踏まえた上で、利用可能な情報の入手環境の改善がなされているけれども、利用者サイドへの普及・活用が十分進んでいるとはいえないといったことを記述し、次に、それぞれ、①といたしましてテレビ・ラジオの役割と重要性、それから②にテレビ・ラジオ以外の、最近さまざまな活用、提供環境が整ってきつつあります携帯電話等をはじめとする入手手段の現状と課題について、それぞれ書かせていただいております。まだ利用普及というのは十分ではないということがございます。あわせて、10ページの脚注では、それぞれ携帯電話等からのサービスはどんなサービスがあるかということ、この脚注にURLを記述し、HPで読者がクリックいただくとわかるような形にさせていただいております。

それから、今回はテレビ・ラジオとそれ以外の入手手段、一緒でしたが、最近の状況を踏まえまして、この①、②に分けた上で携帯電話等についてもしっかり書かせていただいております。その関連で、ちょっと古いですが、平成19年度に気象庁が行った満足度調査の結果として、現在利用されているテレビのほか、携帯サービスといったものがどの程度利用されているかということも、参考に載せさせていただいております。

続きまして11ページ。特に前回、活動している、野外にいるときに情報を入手するのが困難であるということ、それは通信環境あるいは関心がそういうことに向かなくなると、天気の変化等に関心が向かなくなるというようなこと、そういったさまざまな要因が、屋外で活動しているときに気象情報の入手に影響してくるというようなことをしっかり書くべきだということがございましたので、書かせていただいております。それから、最近エリアメールのことも含めて、いろいろ仕組みができておりますので、そういったことも、周知の意味も含めましてここに書かせていただいております。以上が(2)の入手手段の点でございます。

その次が(3)「局地的な大雨に関する監視・予測技術と気象情報」です。これにつきましても、柱の最初のパラグラフのところに、気象情報の改善・充実を進めているけれども、局地的な大雨については十分満足できる水準には達し

ていないということを記述しております。そして、それぞれ大雨の監視、それから12ページに行きまして、予測のところでは数値予報、それから数時間先までの予報ということがございます。前回の会議で、数値予報のところをもう少し詳しくといいますか、クリアに何が問題なのかを書くようにということがございましたので、第2パラグラフのところ、「しかしながら」で始まるところには、個々の積乱雲の発生につながる微細な大気の乱れを十分に観測・解析できているというわけではないということと、それからスーパーコンピューターの能力をはるかに超える計算が必要になると、こういった2つのことを書いた上で、現時点ではなかなか難しい。しかしながら精力的に研究・開発を進めているという現状を書かせていただいております。

それから次の13ページでございます。大雨に関して気象庁が提供している情報として、それぞれレーダー、ナウキャスト等を何度も記述しております。これはこの情報を周知させていただいている意味もあるのですが。次に（ウ）のところでは、警報・注意報について簡単に触れさせていただいております。警報・注意報につきましては、この局地的な大雨に必ずしも直接かかわるものではなく、従来型の集中豪雨対策というイメージが非常に強いんですが。警報についてよりきめ細かな発表を計画しているのだけれども一方で、局地的な大雨では、警報等の発表に至らない状況でも被害が発生することについて国民の理解が不十分と考えられるので、この警報等の役割ということも含めて気象庁の発表する情報全体が正しく理解されるための周知啓発が課題であるということ、書かさせていただいております。

続きまして14ページに入ります。第3章でございます。この第3章が、提言に相当する部分でございます。基本方針は、前回の4つ挙げさせていただいているものでございます。（1）は知識の普及啓発活動の強化ということ、それから（2）は、さまざまな活動の状況に応じて必要な情報の入手ができる環境を整えて、その活用を促進するということでございます。（3）が、観測・予測システムの高度化、気象情報の改善です。それから（4）が、防災関係者や安全にかかわる関係者、民間部門等幅広い関係者の連携・協力を促進するという

ことで、この4つの基本方針のもとでそれぞれの提言に相当する方向性と具体策を書いております。

14ページの2(1)のところでは、気象庁については安全知識の普及啓発に組織的に取り組むという観点を、15ページには具体的に①気象庁の役割といたしまして、2行目のところから、地方自治体、学校関係者、報道機関等と連携・協力して安全知識の普及啓発を総合的に推進するといった点、あるいは②のところには、重点的に普及啓発を進める対象のところでございますが、いわゆる指導者層を普及啓発の重点的な対象とすることを書いております。同時に、前回ご意見ございましたように、それらの方と総合的に、連携によって気象防災全体への対応能力を高めるといったことも付加させていただいております。16ページの③普及啓発の内容・方法でございます。今回の大雨、既に何度か書いてございますが、ごく身近なところに危険があるというようなことがございます。そういったことも踏まえまして、安全を確保するための行動を実際にとれるようにすることを目指すべきだといったこと。その中で、講演会等もやっておりますが、③第2パラグラフの最後のところでは、自ら考え、行動を体験しながら学ぶ能動的学習手法を積極的に採用していく必要があるということも書かせていただいております。その脚注8には、危険予知訓練とか防災プロジェクト学習などについても言及させていただいているということでございます。次に、④のところでは、報道機関、民間気象事業者との連携ということもしっかり書かせていただいております。報道機関、それから日本気象予報士会等の団体との協力等により非常に普及啓発のすそ野を広げるということでございます。それから、前回ご意見ございました企業の社会貢献の一環として、しっかり普及啓発の一翼を担っていくことの期待や、民間の気象事業の振興を図るといったことについても言及しております。

17ページ、2番目の柱でございます。(2)入手手段の拡大と活用促進でございます。その①につきまして、まず既にあるものの有効活用を促進していくということで、携帯電話等の既にあるサービスを用いて、特に気象レーダー、ナウキャスト等の情報を入手することが有効でありますので、そういったサー

ビスを広く周知していくということを書いてございます。それからイ) でございますが、活動前の場合はテレビ、マスメディア等の役割といたしまして、視聴者1人1人がみずからの安全と直接結びつくものと意識できるようなインパクトのある伝え方について、それぞれ報道等との意見交換等行う必要があるということを書いてございます。次に②でございます。入手手段拡大の促進と利便性の向上ということで、最新の情報通信関連機器で加工処理しやすい汎用形式、前の報告書ではXMLという具体的な名前が出ておりましたが、そういう汎用形式を導入して、どんどん普及を図っていくべきであるということでございます。その次18ページは、利便性・わかりやすさの向上ということで、インターネット経由でさまざまに気象庁のホームページにリンクをかけるようにしていく。その観点からも、気象庁のホームページについては内容のわかりやすさや利便性の向上といった観点で改善を図っていくべきであるということを書いてございます。

(3) でございます。(3) 気象庁の監視・予測技術と気象情報の改善につきまして、最新の知見あるいは技術を取り入れて、しっかり計画的にかつ着実に進めていくべきであるとして、観測システムの改善を、18ページの下から、それぞれア) レーダーの観測時間の間隔とか、あるいはエ) ですと、気象レーダーデータの利用技術の高度化といったような点について言及しております。②は予測システムの改善ということで、ア) の数値予報の改善、それから20ページにはイ) 数時間先までのきめ細かな降水予測の改善、さらに③では、防災及び安全により有効な気象情報への改善ということに言及させていただいております。最後、④につきましては、大雨等の実態あるいは地球温暖化に伴う見通しといったことも、しっかり普及啓発をして意識を高めていく必要があるということについて書かせていただいております。21ページには具体的に、雨量のデータベースの構築と利用促進とか、温暖化による局地的な大雨の頻度等に関する情報の充実といったことにも言及しております。

(4)、4つ目の柱でございます。この記述を強化させていただいております。防災関係機関等との連携強化ということで、国・地方自治体、学校や地域の自

主防災組織、さらに民間部門等の連携・協力が重要として、幅広い関係者が主体的に取り組んで全体として効果を高めるということを書かせていただいております。その意味で、気象庁はそれぞれの防災関係機関等が実施する施策についても、専門知識を生かして積極的にかかわっていくということを書かせていただいております。①では地方自治体等が進めるハザードマップの作成支援、助言といった観点、それから次の22ページの②では関係省庁における安全対策への支援ということで、それぞれ局地的な大雨を考慮した施設の設計とか安全基準とかいった検討のときには、大雨の頻度増加といったような観測事実や気候変動予測成果の提供といった専門的な観点から、積極的に参画していくべきであるということを書かせていただいております。

それらをまとめまして、最後に23ページの「おわりに」には、自助、共助、公助の3要素の組み合わせが重要であること、中でも局地的な大雨については自助の役割が非常に大きいということ、そのため、国民自らの責任において危険を回避するために必要な知識の普及や、安全情報をとらえてそれをうまく利用する、活用するといったことの取り組みに対して、これまで以上に気象庁は関係者と連携して力を注ぐべきであると書いてございます。その最後のパラグラフは、それぞれの関係者、それぞれの主体が積極的にかかわり、連携・協力して被害の防止・軽減に向けての取り組みを進めることを呼びかけたいと。協働によるさまざまな活動の例、地方自治体等の例に倣って取り組んでいくことを期待するというので、この「おわりに」の記述を終了させていただいております。

前に戻っていただきまして、1ページで「提言の骨子」でございます。個別に説明はいたしません。先ほど第3章で、対処の方向性と具体策が提言に当たるということを書きましたので、その3章のまとめを、1ページ、2ページで「提言の骨子」として、気象庁は、以下のとおり気象業務を強化することが求められるとして、1から4までそれぞれ、知識の普及啓発、情報の入手環境の整備、それから3番は観測予測システムの高度化や気象情報の改善と、4番で関係者との連携・協力の促進という観点で、それぞれのポイントを記述させ

ていただいております。

それらを1枚で見られるようにしたほうがいいということでございますので、資料2にはこの報告書全体の構造がわかるように、「はじめに」それから第1章、第2章「現状と課題」を左側にそれぞれ記述し、その右側に「対処の方向性と具体策（第3章）」、赤字で「提言」と書いてございます。それぞれ提言にかかる骨子をまとめさせていただいております、3つの現状と課題を含めまして、総合的に安全対策をするために防災関係機関等との連携強化という記述が書かれていると。最後に「おわりに」でまとめているという構造でございます。

以上、ちょっと長くなりましたが、説明でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、報告書の確認をしてみたいと思います。

まず全体の構成ですが、前回の議論を踏まえて、報告書の第3章のエッセンスを「提言の骨子」として冒頭にまとめました。それ以外には大きなご意見はなかったと思いますので、全体の構成はこれでいきたいと思います。

ということで、章別に見てまいります、順番としては委員名簿、それから目次の間にある「提言の骨子」ですが、これは第3章のエッセンスでありますので、第3章と一緒に確認することにしたいと思います。

最初に確認していただきたいのは4ページの「はじめに」の部分でございます。何かご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。冒頭にありますように、具体的な事実が述べられていますが、呑川の事故は7月8日だと思いますが、ややおくれましたけれども十分その時期、時節に間に合うように報告書ができたのではないかと思います。

次に第1章「局地的な大雨の危険性と対策の必要性」の部分について確認したいと思います。何かご意見ございましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。この報告書自体については問題がないかと思いますが、これに限らず、何かこの件に関して気象庁にご意見等がございましたら、それも含めてお願いしたいと思います。

それでは、思いついたらまた後でお願いすることにして、第2章に移らせて

いただきます。「現状と課題」のところでございますが、ご意見どうぞ。

【委員】 いいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 「現状と課題」ですが、局地的な大雨の場合にはほんとうに局地的に起こって局地的に被害が発生するということだと思います。よく報道される鹿児島県のシラス台地の山崩れのケースは台風など大雨がもっと大規模な場合に起こるのかもしれませんが、局地的な大雨の場合の被害というのはほんとうに局地的に起こるわけですから、一義的には各自治体がハザードマップを用意したりすることが非常に重要だと思うのですが、全国的なハザードマップをつくれぬのかどうか。どこで局地的被害が起こりうるのか、目で見てわかるようなものがございますか。こういう場所はこういう条件、インフラになっているから特に被害が出る可能性があるというようなことを、全体として把握しているところはないでしょうか……。国でしょうか。都道府県でしょうか。

【予報部長】 予報部長でございます。全国でそういう危険箇所のマップがあるかといいますと、浸水ですとか洪水、こういうものはかなり整備されてきていますが、具体的に私も詳細は掌握していませんが、こういう局地的な大雨についてのピンポイントのマップがあるかというのと、多分まだないのではないかと。それで、この資料の6ページにございますが、全体的にはさまざまところで役所の関係でも検討していますが、こういった形の表みたいな形で、こういうところが危険であるというようなところを周知しているというのが中心ではないかと思っております。いずれにしても、大雨で洪水が起こるとかそういうものと違いまして、危険箇所というのはかなり特定されてくると。親水公園ですとか、アンダーパスですか、そういうところに特定されていますので、マップでなくともわかり易いのではないかと考えてます。

【分科会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【委員】 よろしいですか、続けて。

【分科会長】 はい。

【委員】 例えば地下街。地下商店街もたくさんできており、多くの人が行

き来しますが、特定の地下街は浸水の可能性がこれだけあるので、こういう避難方法があるというようなことが、当該地下街に書かれて掲示されているというようなことはないでしょうか。

【分科会長】       どうぞ。

【委員】       間違っているかもわかりませんが、前者の土砂災害のほうは、地すべり地帯とかそれからがけ崩れとか、危険地域は指定されているはずです。自治体ですかね。ただし、何ミリ降ったら危ないかという話は、ハザードマップがつくられているかどうか依存しているんだと思います。そちらは多分、自然現象ですから、やろうと思えばすぐできるはずですよ。

後者の地下街のほうは、それは私、前から申し上げたことですが、地下街の危ないか危なくないかは、川ではなくて主として下水道容量にかかわります。それで、下水道容量、要するに雨が降れば、川で流れようと下水で流れようと、住民からは関係ないんですが、役所のほうがそういうふうに分かれているものですから、どこで地下街が水がついたとか住宅地が水がついた、ほとんどの場合は、私の理解する限り下水の容量で、都市の場合は起こっています。そういうことについて、もしここはこれぐらいで危ないというようなことを図面で書くとする、それは逆にいうと自分にはね返ってきて、何でそこはもっとちゃんとしないのかとこういう話になることではないかと思えます。したがって、福岡は知りませんが、赤坂でかつて水がついたことがありますし、それから渋谷も水がついたことがあります。前に申し上げたように川がはんらんするとすぐ河川行政で集中投資をして改良されるのですが、下水道がオーバーフローしたからといってそういうことが起こったかというのは、私には専門外ですが記憶にないんです。それをちゃんとやらなくていいんですかということ、を前に申し上げていたんですが、ここは気象庁ですから……。したがって、ハザードマップの問題としては、むしろ人工的なところのハザードマップをほんとうにどうするのかというのが大変重要な問題です。

【分科会長】       ありがとうございました。私、地震研に勤めておりました、根津の、下町のところが非常に水につきやすくて、ちょっと雨が降るととい

うことがありましたが、あれは多分都のほうで、暗渠というんですか、プールみたいなものを地下につくって、それでずっと最近はおなくなりりましたが、多分そういった対策が進められつつあるんだと思います。特定の地下街だとか、あまり印がついているようなのは確かに見たことはありませんね。消防の丸適マークというのがありますが、まだそこまではいっていないのではないかと思います。ほかに何かご意見ございましたら。

よろしいですか。

それでは、次にこの報告書の提言に当たります第3章「対処の方向性と具体策」、それから同時にそのエッセンスとなります報告書の冒頭部分の「提言の骨子」について、ご意見ありましたらお願いいたします。

【委員】　　すごく全体がよくできていて、随分読みやすくなってよかったと思っています。

3章のところとおっしゃいました、14ページですよ。ここからが実は勝負なわけですよ、3章のところから、「だからこうするよ」みたいな。そのわりには、基本方針の最初がちょっと2行で寂しいかなと思います。また、「気象庁は局地的な大雨から……基本的な方針により」と、気象業務を強化することが求められるだけで、強化するというと今まであるのを強化するだけと受け取られます。既存の改善だけではなくて何か、新しい試みもするんだという力強い表現にすることもいいのではないのでしょうか。既存改善だけではなくて。今回のこの全体のことに言えると思うのですが、全く知らない他者が見たときに、気象庁がこれで局地的な大雨に関することを出したよねというだけでなく、今までの気象庁と何が変わるの、どこが変わるの、何するのというのが、何かチャレンジブルな要素も目立ったらいいかと思います。それぞれに1つずつ頑張りますではなくて、強化するとともにとか、新しい試みを含め挑戦するものであると、そこまで言えないにしても、何か新しい試みしますと。強化だけではないといいなと思いました。

それで、今、口頭で説明された際に、ここからが提言ですとおっしゃったんです。そういうニュアンスのことが文章の中にも、ここから提言ですと書いた

らいいのではないのでしょうか。順序立ってはいるんだけど、あまりにもテキストベースでばーっとなっているから、ややわかりにくいです。これまでのことを踏まえ、ここから具体的な提案なんだみたいなことも、ぼーんと言っ  
てあったら読みやすいかと思いました。

あとちょっとだけ、ちょっと日本語的にどうかなというところに戻っていい  
ですか。6ページの下から5行目のあたり、「このように、局地的な大雨の怖さは、  
具体的な……容易ではない」とか何とか、「日常生活の中で現実の危険が発生する  
ということにあると考えられ、ここに対策の難しさがある」というところなん  
ですが、「日常生活の中で現実の危険が発生する」というのがちょっとわかりにく  
いかなというのと、そもそもこの上の①、②、③、④のこと、あるいはこの6  
ページのことというのは、5ページの2「局地的な大雨の危険性と対策の必要  
性」というものの内容ですよ。局地的な大雨は危険なんだよ、対策が必要  
なんだよということをここで言いたいわけですよ。で、6ページの下がその  
まとめ的なものになるんですが、この「対策の難しさがある」というのが、  
だから要るんだということがその下に確かに書いてあるんだけど、その下は  
「地球温暖化」という新しい言葉が出てきてしまって、地球温暖化の何と  
かだから求められるになってしまっていて、今までの①、②、③、④のところ  
だけで十分で、だから要るんだということで、地球温暖化の何とかなら  
というのにちょっとかかり過ぎるかなというのが思ったことです。

あと、13ページの上の③のタイトルそのものなんですが、「大雨に関して気  
象庁が提供している情報」と今、タイトルがあるんですが、ア)、イ)、ウ)を  
見るとそれぞれが最後に「……普及が課題となっている」「改善が課題である」  
とか、全部「課題となっている」がついているので、タイトルに③は、「大雨に  
関して気象庁が提供している情報とその活用の課題」とかつけたほうが、内容  
とフィットするし、提供しているけれどもそこに課題があるんだよというよう  
な感じで引きつけるから、あったらいいのではないかと思いました。

あと、15ページの、ぜひ何かインパクトとしてどこかに、15ページに入  
るかわからないんですが、例えば①「気象庁の役割」とか②になるかわからな

いんですが、気象台を地域に開放してとか、そこを気象の学びの場に積極的に提供するとか、何か気象庁がそこも開いてみんなにどんどん知識や啓蒙の場にするんだという……。気象庁って私のうちのすぐ近くにあるんですけども、15年住んでこの間初めてこの関係で伺いました。あそこに行ってもいいんだと思って。行っていいんですよ、きっと、わからないですがきっと。学校の教育では、子供たちは気象台へ行くときもあるんですが、大人たちは町会長とか教養を高めたり、あるいはゲリラ豪雨について学ぼうという場として行くことはありません。気象情報を学ぶ拠点としてとか、結構それニュースになると思うんです。気象台は日本全体にあるし。そんなことも入れてくれると、もしかして新聞が書いてくれるかもしれない。変わったとか、開かれたとか、新しいとか、オープンとか、関連とかの1つの起爆剤として、気象台にみんなおいでみたいな、そんなことももりこまれていたらいいなと思いました。以上です。すみません。

【分科会長】 ありがとうございます。たくさん今言っていたので、ちゃんと1つ1つ把握しているかどうか心配なところがちょっとありますけれども。

【委員】 気象台が開かれたらいいな、行きたいなど。

【分科会長】 漏れていたら後からご指摘いただきたいと思います。幾つか言っていた点で、書き方の問題があると思うんですけども……。

【委員】 それだけなんです。

【分科会長】 全体的なところで現状と課題というようなところで、枠の中の項目が必ずしも現状と課題という項目になっていないというような部分、これは多分13ページのところだと思いますが、もともとが現状と課題でありまして、その中に気象庁が提供している情報というので、言えば全部、「の現状と課題」「の現状と課題」、「の現状と課題」とくつつくんですよ、もともと。

【委員】 そうか、ダブるから要らない。

【分科会長】 全体が現状と課題なので、多分それがないんだと思います。内容的には現状と課題になっていると思います。どちらのほうがいいかという

ことはあるかと思うんですが。

それから6ページのところの「日常生活の中での現実の危険」という、こちら辺も、これまでのところで実際に日常生活の現実の危険については触れてありますので、何を言っているかはわかっていただけるかと思うんです。その後、対策の難しさがあるというところで切っちゃったので、その後に、対策が求められているという文章が次の段落に入っているので、もう一言という感じかと……。

【委員】 そう、ポジティブな表現にぜひしましょう、だから要るんだと。「困難がある」で終わっちゃうと暗い感じがするじゃないですか。対応の難しさがあったとしても、だから要るんだ、だからやろうみたいな。前向きに表現されると現実の行動化につながりやすいと思います。

【分科会長】 があるかと思います。そういう意味で直さないといけないとまではいかないかなというところも幾つかあるかと思いました。ごめんなさい、私よりも気象庁のほうからご発言お願いします。最後の、最初に言われたんですけど、気象台を開放して拠点にしようという提案がございましたが……。

【委員】 どうですか。入れたら大変なことになっちゃうのか。予報部長さんが何か教えてください。

【分科会長】 ここにはそこまで書いてないかもしれないんですが、実際には……。

【委員】 部長さんが今何かおっしゃってくださるようで……。

【分科会長】 ごめんなさい、どうぞどうぞ。

【予報部長】 ○○委員ありがとうございます。気象庁の開放の話なんですが、通常の行政機関ですと行政相談とかいう形でやっていますが、特に気象庁の場合は天気予報とか極めて国民に親しみを持っていてということがありまして、例えば本庁には、この1階にあります、天気相談所という組織がございます。実際広く開放して、来ていただければ、気象庁についてどのような相談にも応じるということになってございまして、また管区気象台にも、専属の予報官が天気相談所ということに詰めて開放してございますので、

かなり開放面では進んでいるという認識はございます。ただ、〇〇先生ご指摘のように、一般にそれが広く知れわたっているかというとなかなか難しいというところではないかと思っています。それについてここで記述するかどうかというのはまたご議論いただけたらと思うのですが、気象庁の現状について紹介させていただいて、また地方气象台等も、当然専属の天気相談所というものは無いんですが、それなりに職員が本庁の天気相談所と同様に照会等があれば対応しているという実態は知っていただきたいと思います。ありがとうございます。

【委員】 横浜の气象台に伺ったときに、私は地域の気象にとっても関心が増して、いい啓蒙になったんです、私自身が。だから具体的な策としても、今までの業務を頑張りますだけではなくて、外からの人も受け入れたりとか、地域の学びの場にもなるんですみたいなことがちょっとでもあると、とてもいいかなと思いました。子供たち以外にも。

【分科会長】 ありがとうございます。お天気相談所だとか、昔は子供の夏休みの宿題が大変で、その相談のニュースを見たかと思うのですが、地方の气象台でも多分やられていたんですよ。

【予報部長】 全国で、夏休みになりますと子供教室みたいな形で、かなり小学生、中学生を対象として広くいろいろイベントをやってございます。当然、夏休みの宿題で天気を調べたりとかそういうのはたくさんいらっしゃいますので、かなり丁寧に説明してございます。

【委員】 生涯学習の場にもなったらいいですね。

【分科会長】 わかりました。大人の人は行きづらいということですね。(笑)何か、新しいというところで、具体的に气象台の開放というご提案がありました。が、いかがですか。

【委員】 じゃあ、私も。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 今、〇〇さんがおっしゃったように、気象庁は一生懸命いろいろなことをやって、国民にとって身近な存在になるように努力されていると思う

のですが、問題は、そういう実態が国民の皆さんに必ずしも十分に伝わっていないからアクセスしないということだろうと思うのです。これの担当大臣は国土交通大臣ですよね。例えば、金子大臣がどこかの気象台に新聞記者も連れて行っていただいて、当該気象台の活躍ぶりを国民に分かるようにしていただく。気象台を大臣が先頭に立ってPRしていただくように、気象庁のほうから大臣に対して要請してみたらどうかと思うのでございます。麻生総理もわりと身が軽いから、総理自身が行かれたらもっと効果的でしょう。総理は、多分深刻な災害があれば飛んでいかれると思うのですが、そうではなくて普段の活動について国民の皆さんにご理解いただくような配慮が頂けないのでしょうか。提言は「災害の際は国民も自助努力を」ということを強調しているわけですが、自助努力をしようにもどうしたらいいかわからない方も多いと思われまので、身近なところで一度総理や大臣を担ぎ出してみたらいかがですか。

【分科会長】       ありがとうございます。はい、何か。

【委員】       気象情報は私も見るんですが、布団を干したりとか傘を持っていったりとか、わりに普通の生活の中での気象情報だったんです、今まで。私は今回のこの会に参加させていただいて、例えば海の人、海難とかそういうのは別にして、一般の国民が命にかかわる問題として、今回の局所豪雨は今までのものと全く違うのではないかと思うんです。だからこその報告書はインパクトをと思っているんです。だから例えばタイトルに「局地的な大雨による被害の軽減に向けた」とありますが、サブタイで、あなたの命を守るために入れるとか。そうじゃないですか、今までの気象情報とはちょっと違うんだよと。これからもっともっと局所豪雨の災害は、増えると思うんです。そのときに、あんなことが報告書にあったのにと行って効果がなかったら惜しいです。気象庁、地味だと思うんです。わけがわからないことを言って恐縮だけれども、今回こそ声を大きくして言ってくださらないといけないなど、私は強く思っています。よろしくをお願いします。

【分科会長】       ありがとうございました。それでは、報告の最後の「おわりに」の部分についてご意見をいただければと思います。はい、どうぞ。

【委員】 前のところで申しわけないのですが、17ページなんです、私はこの会に参加させていただいて、非常にこれはいいなと思ったのは、メディアの立場からいいますと、携帯ウェブで降水ナウキャストが見えたりすると。もうこれは民間事業者がやっていて、こういうのは大いに啓発して知らせるべきだという話、これは非常に重要だと思っています。これが、この本報告書でどう書かれているかをチェックしてみたんですが、17ページのところで①ア)ですね。野外等で活動中の場合の情報入手ということなんです、ここでは4行目に「民間気象事業者によるメールやホームページ等での情報提供サービスや」というところがあるんですが、ここにせつかく私が今回学んだ携帯ウェブという言葉も入れていただけると、よりいいのかなと思いました。それから、それと同時にこれが関連する箇所として、前の第2章(2)②ですね。これが10ページの(2)②で、もう既にこんなことをやっているという現状が書かれていて「テレビ・ラジオ以外の気象情報入手手段」というところですが、ここでは「インターネット、携帯電話等を通じて」と書いてあるんです。このところもおそらく含まれると思うんですが、もう少し前と、17ページと同じような書きっぷりで、「メールやホームページや携帯ウェブ等を通じて」とやったほうがわかりやすいかなと思いました。それと関連して、10ページの下注ですが、6の中でそれに対応する部分というのがおそらく2行目の真ん中辺以降にある「携帯電話向け気象レーダーなど局地的な大雨に関する情報提供サービス」と、これが当たると思うんですが、これも少し、「携帯ウェブやメールによる気象レーダーなど」というふうな感じにやると、もう少しわかりやすくなるかなと思いました。携帯ウェブという言葉がちょっと入るといいかなと思いました。

それから2つ目ですが、これはやはり、いつも読んでいると、全体的な細かいことなんです。細かいことというんですかね。第何章を読んでいるのか、つまり現状と課題を読んでいるときに、あれっと思ったりするわけです。具体策が、方向性とか対処が書いていないので、あれっと思ったりするんです。なので、わからないんですが、ヘッダーとかに1章何何、2章、現状と課題とか、

3章、対処の方向性とか、それぞれの奇数ページとかに書くと、あ、今これは現状と課題なんだというのがわかりやすくいいのかなというぐあいに、細かい点ですが思いました。それくらいですかね。

それから、これは報告書に反映させていただきたいというのではないのですが、11ページにエリアメールのことが③で出ています。これは話題提供ですが、先日飯能市のほうにエリアメールが入ってしまして、ちょっと聞きに行ったら、現在エリアメールは市で、ある1市、市町村単位で同じ情報が出されるという、そういう運用しかできないんだそうです。だから、今回のように川の人だけとか、ほんとうはそういうふうに伝えたいんだけど、それができないんだというような問題点を市の人がおっしゃってありました。これはですから話題提供のみでございます。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。17ページ、10ページのところで、携帯ウェブという言葉を入れるということと、それから10ページのほうも17ページと同じような書き方にしてはいかがかというご意見ですね。それから、今第2章(2)②及び脚注6と書いてありますが、これもやはり10ページだとか具体的に示したほうがわかりやすいかと思えます。ありがとうございます。ほかにございましたら。〇〇委員どうぞ。

【委員】 報告書と提言を読ませていただき、非常にまとまっていて素晴らしいと思えました。おわりの章ですが、2番目のパラグラフがおそらく気象庁として大きな力点を置きたいところだと思います。先ほど〇〇委員から提案があったように、第3章の基本方針のところに、局地的な大雨から国民を守るために、気象庁として力を入れている第2パラグラフに書かれている点を、入れたらいいのではないかと思いました。

2点目は質問です。少し前の第3章にもどります。第3章の19ページの「予測システムの改善」です。例えば、観測などほかのところに関しては「図る」と書いていらっしゃる人が多いのですが、この予測システムの改善に関しては(例えばアのように)「期待される」と書かれています。細かいことですが、数値解析を研究しているので「期待される」というのはほかと比べて、何か少

し後ろ向きの印象を受けます。どうして「期待される」という表現をされているかについて、質問をしたいと思います。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【予報部長】 「期待される」と「図る」ということをかなり意識してここで書いたかという、正直そうでもございません。ただ、實際上、数値解析、数値予報は、技術的にかなり挑戦的な内容もありまして、試行錯誤してその中からいいものを出してくるというプロセスがあって、かなり研究的な色彩も強いところがあるというところもございますので、単に「図る」ということでストレートに書くよりも、若干ちょっと後ろ向きに見えるかもしれませんが「期待される」という書き方になったと、私は認識しております。

【分科会長】 ということでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 先ほどの〇〇委員と私も同意見なんですが、いろいろあるんですが、要は気象情報をまめにどんどん利用しな、自分で手に入れようということがすごく大事だということですよね、大きく言ったら。例えばゴルフをする人とかある種の仕事の人は、民間の気象会社として積極的に得たりしますよね。でもそうじゃない人たちが、最もほとんどお金かからずに利用できるというのがエリアメールだと思うんです。だから、エリアメールは後ろの用語集にも加えたいかがででしょうか。なおそのときに今おっしゃった、実際に例えば河川の流域だと県をまたいだりするので、そこもネットワークを組み、このエリアメールの発送を利用することが求められるというようなことがあるといいですね。うまくそこのところの権限や行政の区分を超えて実現することが要りますね。これを読んだ人が首長とかに提言してくださって、うちでもやろうということにつながるいいですね。そのためにもぜひこれを入れてくださったらいいなと思いました。

【分科会長】 先ほどの〇〇さんのお話ですと、今のところは市全体という形でしかという現状だということでもよろしい……。

【委員】 エリアメールというのは一齐に伝達するやつですよ。それからあと、もう1つ市や区がやっているのは、普通の携帯メール。両方ございました、おそらく横浜市がやっているのは普通の携帯メール。

【委員】 ああ、そうか。失礼しました。

【分科会長】 ありがとうございます。いろいろあるようで、私もよく存じ上げなくてすみません、失礼しました。

いろいろご提言いただいて、幾つか具体的なところがございますので、もう1回確認したいと思うのですが……。

【委員】 いかに使ってもらうかですよ。

【分科会長】 この基本方針の最初のところが弱いのではないかと、〇〇委員、〇〇委員から言われておまして、〇〇委員からは具体的に、23ページ目の第2段落のところが非常に力強い論調なので、これをもう少し、このような論調に直したほうがいいのではないかと、そんなご意見がございました。それから、〇〇委員から非常に具体的に、携帯ウェブについても言及するよにと、ということでございましたので、それも10ページ、それから17ページでしたっけ、に入れたらいいのではないかと思います。

いろいろご意見いただきました。実際に実施状況等々でご意見を生かすこともできるかと思っておりますので、もしよろしければ報告書の件に関してはその程度の修正ということでよろしいでしょうか。

では、そのような形にさせていただきたいと思っております。それでは、分科会としてそのような修正を施した上で、報告書をご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、気象庁長官に後ほどお渡しすることいたします。文面については一応ご一任させていただきたいと思っております。事務局と調整の上で最終版とさせていただくということで、よろしくお願いたします。本日の記者会見に間に合わない場合には、その部分は口頭で補足することとしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、局地的大雨に関する審議は今回で終わりとなります。この際、報

告書を受けて気象庁がどのような対策を進めていかれるかについて、長官にお伺いしたいと思います。お願いいたします。

【気象庁長官】 櫻井でございます。このたびは、皆様方におかれましては、今年の1月から今日に至るまで、5回にわたり局地的な大雨についての被害の軽減に向けた気象業務のあり方ということで、非常に示唆に富んだ多くのご意見を聞かせていただきました。今日、今後取り組んでいくべきことについてご提言をいただきました。この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。そして、今回のご提言を踏まえて、今後これを私たちがどのように具体化していくかについて、一言申し述べたいと思います。

もともと、気象庁は自然現象を観測・監視して、その成果を集めてきて予測を行い、それらの情報を提供するとともに、その情報の利用を啓発・促進することで自然災害の防止軽減に貢献するという、大きな責務がございます。そういう観点から、まず情報の質を上げるという切り口で、科学や技術の進歩を業務に取り入れて、その精度の向上、高度化を図っています。さらに、情報を防災関係機関にどうやって的確に伝達するか、報道あるいは民間における利用を促進するかといった情報の提供にも努めてきたところです。

ただ、集中豪雨や台風など非常に規模の大きい災害の場合、私ども気象庁の発表する情報をもとに関係機関が体制をとって、そして必要な場合には市町村長さんたちが避難を指示したり勧告したりという、組織的な防災活動がなされているわけですが、今回話題といたしましたような局地的な大雨という現象につきましても、その規模が小さい、あるいは現象が急変するという特徴があることや、影響を受ける方々のいらっしゃる場所や、活動の状況によってそのリスクの程度に大きな差があるため、いわゆる組織的な防災活動というものが必ずしも間に合わないということがございます。そのため、そもそも何らかの危険があるような場所で活動していらっしゃる場合には、気象情報をみずからの安全を確保するための情報ととらえていただいてそれを活用し、みずから危険の回避行動をとるといった自助の役割が非常に大きくなってくるものと思っています。

そういうふうになりますと、こういった局地的な大雨の特性と申しますか、それに伴う被害の特性、あるいは事故の特性というべきかもしれませんが、そういったものへの対応の柱として、今回4つの大きな柱、すなわち普及・啓発の強化、それから情報の利用促進、それから私どもの観測予報技術や情報の改善、そしてこれら3つのことを進めていくに当たって、関係機関としっかり連携してやるべしという4つをお示しいただきました。この4つの柱につきましては、いずれも重要な柱として提言の内容に沿って取り組んでまいりたいと思っておりますが、特に先ほど〇〇委員からもご指摘のありました、普及啓発の強化というところ、これはかなり大きなウエートを占めると思います。それから、情報の利用の促進、そして関係の機関との連携の強化、についても、これまでの取り組みから一步踏み込んで、組織を挙げて取り組んでいきたいと思っております。今後の施策についていろいろ考えていきたいと思っておりますが、すぐにできること、まして今まさに局地的な大雨のシーズンを迎えておるわけでございますので、緊急に対応すべきことは、昨年の夏以来の取り組みともあわせまして迅速に進めてまいりたいと考えています。

各4つの柱のそれぞれについて、簡単に今後何をやりたいと考えているかを補わせていただきます。

まず局地的な大雨に関する安全知識の普及啓発の強化ということを1番に掲げていただいているということに、この提言の主張が非常にはっきり出ていると、私は受け取る立場として認識しております。局地的な大雨が起きやすい季節を前に、急を要する対応として、委員の皆様方のご助言等をいただきながらつくってまいりました『局地的大雨から身を守るために』というリーフレットですとか、あるいは『防災気象情報の活用の手引き』を用意しており、これを用いて既に全国の气象台から都道府県ですとか市町村、その他教育関係の部局への周知、あるいは学校長を対象としたセミナーなどに着手しているところです。またさらに、これをテレビなどを通じた周知や、そこでのインパクトのある伝え方についての意見交換ができればと思ひ、報道関係機関やテレビによくお出になる気象解説者の方々のご協力をいただいで進めてまいりたいと考えており

ます。

私は今回のご提言の中で非常に印象的でしたのは、より効果的に普及啓発を進めるためには今後重点的に普及啓発を進めていく対象として、まず教育関係者の方々、自主防災組織や施設管理をやっている方、そして防災や安全のリーダーとしての立場が期待される方々を挙げていただいたことです。これらの方々には、扇でいえばかなめ、情報の流れでいえばノードにあたる方々ですから、そういう方々にご理解をいただくことでより多くの方に一挙に広がっていくわけで、非常に効果的であるというご助言をいただいております。それをぜひ意識して、普及啓発の対応に反映していきたいと思っています。気象庁としては、天気予報や気象レーダー画像といった情報を毎日の生活情報としてだけではなく、皆様の安全を確保するための情報ととらえて、もっと活用していただければと考えています。今後、各地の気象台におきましても、日本気象予報士会等のご協力もいただいて、こういった情報の利活用方策、あるいは安全知識の普及啓発を強化して、しかも、これを継続的に進めていきたいと思っています。

それから2点目の、さまざまな情報入手手段の拡大と活用促進ということにつきましては、屋内、屋外を問わず、必要なときに必要な気象情報が得られる環境を整えていくということが重要なこととございます。これは先ほども、〇〇先生をはじめ皆さんからもお話がございました。既に多くの自治体ですとか民間気象事業者の方々が、屋外で活動中にも情報が入手できるような、携帯電話を使ったもの—これは自分から取りに行くものもあれば、向こうから送り込んでくるものもあるのですが—そういった形での気象情報の提供が行われております。一方、例えば地上デジタル放送は、家庭においてもこれまで以上に詳しい気象情報が入手できるようになってきています。

ただ、こういった気象情報を安全確保のために活用するいただくということにつきましては、必ずしも十分なお理解がいただけていないように思います。そこで、まずこういった既存のサービスについても、もっと知っていただいて、その活用の範囲を広げていただくことが大切だと思っています。さらに、よ

り多くの手段で安全確保のための気象情報を入手することができるように、地方自治体の方々あるいはマスメディアの方々、それから民間気象事業者の方々等と連携して、気象情報を広く利用できる環境の拡大を推進していきたいと思っております。この一環として、基本的な情報の取り扱いをしやすいように、情報の形式として汎用形式を導入しつつあります。また、皆さんに見ていただいています気象庁のホームページにつきましても、より使いやすいよう少しずつ工夫していきたいと思っております。

3点目は局地的な大雨に関する監視・予測技術と気象情報の改善です。局地的な大雨は非常に変化が早いため、少しでも早く雨の強まりを知ることで事故を防げる場合もございますから、局地的な大雨の急発達を少しでも早くとらえて皆様にお届けするということを目指して、まず1つは観測システムの改善策として、気象レーダーの観測間隔を半分にするために現在準備を進めております。今のは実況を早くお知らせするというところでございますが、予測という切り口では、計算機を使います数値予報といった方法が主力となるべきと思っております。その計算に使うため、気象レーダーのドップラー化を計画しています。これによって三次元的な風のデータがモデルに入ります。また、GPSから得られる空気中の水蒸気量を数値予報に活用します。GPSは、専ら測地とかカーナビとかで場所を決めるために使われるものです。空気中の水蒸気がノイズとして悪さをするのですが、それをうまく使うことで水蒸気の量の目安が得られます。さらに他機関のレーダーをも活用するなど、監視・予測技術を不断の努力をして、改善をしてまいりたいと思っております。

ただ、私たちはこういう予測・監視技術に、その時点の最善の技術を導入していますが、とはいえ、その時点での技術の限界がございます。私たち自身としては情報の精度を何とか高めていきたいと常々思っておりますが、その情報のそのとき持っているパフォーマンスといいますか、限界といいますか、そういったことについてもご利用になる方にご理解いただいた上で、情報を活用していただけるよう、普及啓発活動の一環で努力してまいりたいと思っております。

最後、4点目の防災関係機関等の連携強化につきましては、既に国土交通省内でこの事故、災害が発生した直後に幾つかの検討会が行われまして、私たちもこういう予測情報、あるいは監視情報の専門家という立場で検討に参加してきたところです。さらには、水に親しむ公園に警告灯を設置する地域への協力もさせていただいたところです。今後とも、幅広い関係者との連携協力の強化に向けて、地方自治体、関係省庁等において行われます対策の検討に、積極的にかかわってまいりたいと思っています。

最後になりますが、今回のご提言は、提供しております気象情報の高度化はもちろん、今までの気象庁から一步踏み出した形で、気象情報をもっと皆様にご利用いただけるように、利用者側の視点に立って入手手段の拡大や活用能力の向上に向けてもっともっと努力せよと、強いお励ましをいただいたものと受け取っております。今回のご提言を指針といたしまして、局地的な大雨などから国民の皆様を守るための、安全対策の強化といったことを総合的に、また継続的に推進してまいりたいと思っていますのでございますので、引き続きよろしくお願いをいたしたいと思っております。それから、ご質問の中で、気象庁あるいは気象台のビジビリティを高める方策について幾つかのご提言を賜りましたが、今後私たちがこういった作業を進めていく中で参考にさせていただきたいと思っています。

報告書をいただいて考えているところをお話いたしました。引き続き検討を深め、具体策に反映してまいりたいと思っております。

最後でございますが、気象分科会委員の皆様におかれましては、ほんとうにお忙しい中、5回にわたる分科会の審議検討におきまして、非常に活発かつ建設的なご意見を賜りまして、ここに重ねてお礼を申し上げます。ほんとうにどうもありがとうございました。

**【分科会長】** ありがとうございます。委員の皆様、何かご質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

何か、気象庁からございますか。

本日予定をしておりました議事は以上でございます。これをもちまして、本

日の気象分科会を終了させていただきます。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

【総務課長】 それでは連絡事項を申し上げます。本日ご了承をいただきました報告書につきましては、午後、庁議室におきまして、分科会長から気象庁長官にお渡しいただくことになっております。またその後、2時から気象庁の会見室において、分科会長と事務局により記者会見を行う予定でございます。また、委員の皆様には後日、議事録を送付させていただきます。ご同意いただいた上で公開したいと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——